



特定商取引法、景品表示法、消費者安全法における調査（研究 「行政調査の理論的・実務的研究」）

山田， 瞳

(Citation)

神戸法学年報, 35:97-104

(Issue Date)

2025-03-21

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100494112>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100494112>



特定商取引法、景品表示法、消費者安全法 における調査

山 田 瞳

1 行政調査の違法性を争点とする紛争はどのように起きるか

(1) 特定商取引法

特定商取引法に基づく違反調査の結果、指示命令、業務（取引）停止命令又は業務（取引）禁止命令（同法7条、8条、8条の2、14条、15条、15条の2、22条、23条、23条の2、38条、39条、39条の2、46条、47条、47条の2、56条、57条、57条の2、58条の12、58条の13、58条の13の2）の各行政処分の要件を満たす場合には、これらの行政処分が下されう。

これらの行政処分に対し、被処分者である事業者からは、取消請求（訴訟又は審査請求）、又はこれらの処分により被った損害の賠償を求める国家賠償請求訴訟が提起されう。

また、行政調査の過程で講じられる措置のうちでも同法66条1項前段の定める報告徴収は、その法的性質が行政処分とされていることから、その後に行われる前記の指示、業務（取引）停止又は業務（取引）禁止といった最終的な行政処分を待たずして、事業者から、報告徴収手続そのものに対する取消請求（訴訟又は審査請求）が提起されることも想定される（行政不服審査裁決・答申検索データベース、令和5年度答申第9号（令和5年5月16日）答申参照。）

(2) 景品表示法

景品表示法に基づく違反調査の結果、措置命令（同法7条）又は課徴金納付命令（同法8条）の各行政処分の要件を満たす場合には（但し、同法

7条2項の不実証広告規制は立証責任を事業者側に転換している。)、これらの行政処分が下されう。

これらの行政処分に対し、被処分者である事業者からは、取消請求（訴訟又は審査請求）、又はこれらの処分により被った損害の賠償を求める国家賠償請求訴訟が提起されう。

(3) 消費者安全法

消費者安全法に基づき、消費者事故等（同法2条5項1号及び2号に定める「生命身体事故等」（同条6項）と、同条5項3号及びこれを受けた同法施行令3条で定める財産被害から成る。）に係る所定の情報は、消費者庁に一元的に集約等される（同法第4章及び同法47条1項）。そして、これらの情報に基づく必要に応じた行政調査（同法45条及び47条1項）の結果、各要件を満たす場合には、当該消費者事故等による消費者被害の発生又は拡大の防止を図るための消費者への注意喚起を目的とした消費者事故等の情報の公表（同法38条1項）、商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより重大事故等（生命身体事故等のうち重大なもの。同法2条7項）が発生した場合における事業者に対する勧告及び命令（同法40条1項・2項）等の各措置が、消費者庁によって行われう。なお、このうち同法40条2項に定める命令は処分性を有する。

これらの措置のうち、消費者庁において頻繁に活用されているのが、同法38条1項の規定に基づく消費者への注意喚起のための消費者事故等の情報の公表である。公表の多くが、当該消費者事故等の具体的態様に加えて、当該消費者事故等を発生させた事業者名やその商品・サービスの名称の開示も伴う形でなされており、これによって当該事業者等の情報が特定されるため、当該事業者に対する事実上の制裁として機能する側面があるものの、この公表措置には処分性はないものとして整理されている。

そのため、違反調査の結果、この公表措置が講じられるときには、公表

の対象とされた事業者は、当該措置に対して取消請求（訴訟又は審査請求）を提起することはできず、当該公表措置により被った損害の賠償を求める国家賠償請求訴訟の提起をなしうるにとどまる。

2 事業者は行政調査の違法性をどのように主張することができるか。

行政調査についてどのような立法整備が必要か

(1) 特定商取引法

ア 実体法上の違法の争点における主張

特定商取引法における行政調査の特殊性として、例えば、事業者による勧誘行為について勧誘目的の明示義務違反や不実告知の禁止違反を認定しようとする典型的な場面で、実際に当該事業者から勧誘を受けた消費者の供述や、当該勧誘に関与した当該事業者の職員の供述が、当局側の認定のための重要な証拠の一つとなることが挙げられる。これらの場面では、当該事業者の勧誘担当者が勧誘を受けた消費者に対してどのような言動を行ったのが争点となるからである。

このうち、当該事業者の職員の供述に関しては、行政調査の過程で講じられた立入検査の現場で行われた事情聴取、又は現場以外の当局会議室等で行われた事情聴取の手続の違法を理由として、これらの手続によって収集された供述証拠による事実認定の違法を事業者側が主張することが考えられる。

また、立入検査の現場で行われる資料収集の手続の違法を理由として、当該手続によって収集された客観証拠による事実認定の違法を主張することも考えられる（執行停止申立て事件の「本案について理由がないとみえるとき」（行政事件訴訟法25条4項）の要件に関して、申立事業者が立入検査の違法を主張した東京地裁平成28年11月28日決定（平成28年（行ク）第248号事件）参照）。

他方、調査手続における措置の中でも単独で処分性の認められる、特定商取引法66条1項前段の定める報告徴収の適法性を争う審理においては、端的に、その要件充足を争う旨の主張を行うことが考えられる（前掲・令和5年度答申第9号（令和5年5月16日）答申参照。）

イ 手続法上の違法の争点における主張

前記のとおり、消費者供述が当局側による違反認定のための重要な証拠の一つとなりうることは特定商取引法の行政調査の特徴であるところ、当局が、消費者保護の見地から、当該事業者が、当該供述を行った消費者に接触することを防ぐべく、当該事業者に対し、当該消費者の匿名化を徹底するという点も、同法の行政調査の大きな特徴である。

この匿名化は、行政調査の過程ではもちろん、最終的な処分を前提とした弁明の機会付与手続においても徹底されており、弁明の機会付与書に添付される処分書案に記載の「処分の原因となる事実」においても、消費者名は匿名化して記載される。

そのため、処分後の訴訟や審査請求では、被処分者である事業者が、このように匿名化された処分書案の添付による弁明の機会の付与では、「処分の原因となる事実」が特定されておらず、必要十分な防御ができない等として、適正手続違反、行政手続法30条違反等の主張を行うことがある。また、この主張と併せて、弁明の機会の付与期間が短期間に過ぎることを理由とした、行政手続法30条違反の主張が行われることもある（東京地裁令和2年1月24日判決（平成31年（行ワ）第166号）、東京地裁令和2年7月17日判決（平成30年（行ワ）第215号）、東京地裁令和4年6月29日判決（令和2年（行ウ）第35ないし39号）ほか。）。

(2) 景品表示法

ア 実体法上の違法の争点における主張

景品表示法の不当表示の行政調査は、本執筆時現在までに執筆者が把握する限り、当局が報告事項をメール等の手段によって事業者に提示し、事業者が自ら取り纏めた調査結果をメール等の手段によって当局に任意提出するやり取りを繰り返す、報告型（プル型）の態様で行われてきている。また、景品表示法では、既に公表された客観的な表示の内容が同法の禁止する不当表示に該当するか否かという点の認定が調査の主眼となるため、先述した特定商取引法の行政調査とは異なり、供述証拠が認定の主軸になることはないのが一般である。

そのため、このような報告型（プル型）の行政調査において事業者が自ら提出した資料に関して、後日の訴訟等で、当該事業者側が、資料入手手続の違法性を理由として、当該資料に基づく事実認定の違法を合理性をもって主張できることは、一般的には考えにくい。よって、景品表示法の実体法上の違法の争点で、事業者が、当該特定の資料による事実認定を争うことを目的として資料入手過程の調査の違法を主張するのは、特定商取引法と比較すると難しいと考えられる。

他方、景品表示法特有の争点として、優良誤認表示の調査の過程で、優良誤認表示に関する不実証広告規制（同法7条2項）に基づく合理的根拠資料の提出命令がなされた場合には、この措置について事業者が適法性を争うことがある。その1つは、この規定の定める「前項の規定による命令（以下「措置命令」という。）に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるとき」の要件に関して、被処分事業者が、当該要件を限定的に解する法的主張を行った上、当該事案は当該要件を充足しない旨の主張を行うものである（この主張は手続法上の違法の争点に関するものと位置付けることも

できようが、ここでは、実体法上の違法の争点に関するものと位置付ける。)

ただし、裁判所は、この要件を事業者に有利に限定的に解することには否定的であるため(東京地裁令和2年3月4日判決(平成30年(行ウ)第345号)、当該判決の控訴審判決である東京高裁令和2年10月28日判決(令和2年(行コ)第96号)、東京地裁令和4年4月28日判決(令和3年(行ウ)第153号))、この主張が事業者にとって有効・有益かどうかは、慎重な検討を要する。

イ 手続法上の違法の争点における主張

優良誤認表示の調査の過程で不実証広告規制(景品表示法7条2項)に基づく合理的根拠資料の提出命令がなされる場合、一般的に、提出命令書には、当局が優良誤認表示の疑いがあると考えer実際の表示が添付されるのみであって、当該表示が一般消費者に与える印象についての当局の認定の内容は示されない。

もっとも、事業者が合理的根拠資料を提出することによって立証すべき対象は、当該表示が一般消費者に与える印象の部分であるため、当局が認定する当該印象と、事業者が想定する当該印象との間に乖離があるときには、事業者の資料提出による立証活動が奏功せず、事業者は、不意打ち的に、同条項による優良誤認表示のみなし効果を受けることがある。

そのため、このような手続の効果によって優良誤認表示を理由とした措置命令等を受けた事業者としては、不実証広告規制による資料提出命令に対する2つ目の主張として、前記のような印象部分の認定の記載を含まない命令書による資料提出命令の手続の違法を主張することが考えられる(行政不服審査裁決・答申検索データベース、令和4年度答申

第63号（令和5年1月24日）答申）。但し、この答申は、実際の個々の表示だけを「資料の提出を求める表示」として記載することに違法はなく、印象部分の認定の記載を欠いたとしても、事業者に対する不意打ち等にはならないとして、事業者の主張を排斥している。

実務上は、この不意打ちによる事業者の不利益や、不意打ちを可及的に回避するために資料提出期間内に当局が認定すると考えられるあらゆる印象を想定した上で、これに相応する資料を手配する事業者の負担は甚大であり、これらの不利益や負担を軽減するための立法上の整備が望まれるところである。

なお、この資料提出命令に関しては、当該命令に対して事業者が提出した資料を当局が合理的根拠資料と認めなかったときに、最終的な処分書における不利益処分の理由に、当該資料が表示の裏付けとなる合理的根拠資料であるとは認められないものであった旨だけを記載することは、行政手続法14条1項の要請を満たしていないとまではいえないものの、合理的根拠資料と認めなかった理由が理解しやすく記載されているとは言い難く、同条項の定める理由提示の意義を十分に踏まえて、提出資料に対する評価を理由として具体的に記載することが望まれる旨を付言した答申が認められるところである（行政不服審査裁決・答申検索データベース、令和3年度答申第74号（令和4年3月1日）答申）。これについても、立法上の整備によって、合理的根拠資料と認めなかった理由の具体的記載が不利益処分の理由になされるようになれば、当該処分を争う事業者にとって防御の対象が特定化されて審理が充実するのみならず、処分を受けた事業者が類似の不当表示の再発防止に向けて実効的かつ具体的な措置を講じることにも資すると考えられる。

(3) 消費者安全法

前記のとおり、消費者安全法38条1項の規定に基づいて行われる消費者への注意喚起のための消費者事故等に係る情報の公表に違法があるときには、これに対して、公表の対象となった事業者が、国家賠償請求訴訟を提起することがありうる。

そして、消費者事故等のうち、生命身体事故等において、行政調査の過程で聴取された消費者や事業者の職員の供述が認定のための重要な証拠の一つとなることは一般に想定されるし、また、財産被害事案において、特定商取引法と同様に、消費者契約に際しての事業者の不当勧誘行為（同法2条5項3号に基づく同法施行令3条2号）等が認定されるに際しては、これらの者の供述が重要な証拠の一つとなる。

よって、前記の国家賠償請求訴訟においても、事業者は、行政調査の過程で講じられた立入検査の現場で行われる事情聴取、又は現場以外の当局会議室等で行われる事情聴取の違法を理由として、これらの手続によって収集された供述証拠による事実認定の違法を主張したり、立入検査の現場で行われる資料収集の違法を理由として、当該手続によって収集された客観証拠による事実認定の違法を主張したりすることが考えられる。